



令和元年 台風第 15 号により被害を受けた
中小企業・小規模企業の皆さまへ

〔直接被害〕

り災証明書（※1）をお持ちの方

（※1）り災証明書は、被災した地元市町村にお尋ねください。

➡詳しくは、裏面①『令和元年台風第 15 号特別支援融資（一般枠）』へ

〔直接被害・間接影響〕

セーフティネット保証 4 号の認定書（※2）をお持ちの方

- セーフティネット保証 4 号の認定要件
 1. 指定地域（※3）において 1 年以上継続して事業を行っていること。
 2. 令和元年台風第 15 号に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月と比較して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期と比較して 20%以上減少することが見込まれること。

（※2）認定書については、まずは被災した地元市町村にご相談ください。

（※3）指定地域は、県内では「横浜市」のみです。

➡詳しくは、裏面②『令和元年台風第 15 号特別支援融資（別枠）』へ

〔特に間接影響〕

り災証明書、セーフティネット保証 4 号の認定書、
いずれも取得のない方

➡詳しくは、裏面③『売上・利益減少対策融資』へ

①令和元年台風第15号特別支援融資（一般枠） **〔直接被害〕**

融資対象者	令和元年台風第15号により設備等の破損・遺失等被害を受け、り災証明書が発行された中小企業者等									
資金使途	設備資金・運転資金（借換資金は不可）									
融資限度額	2億8,000万円									
融資期間	運転資金：10年以内 設備資金・15年以内（据置期間2年以内を含む）									
融資利率	2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超15年以内：年1.6%以内									
信用保証料	神奈川県信用保証協会の保証が必要									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	1.42	1.30	1.14	0.98	0.82	0.70	0.54	0.38	0.26

②令和元年台風第15号特別支援融資（別枠） **〔直接被害・間接影響〕**

融資対象者	市町村長の認定を受けた中小企業者等									
資金使途	設備資金・運転資金（借換資金は不可）									
融資限度額	2億8,000万円（別枠）									
融資期間	運転資金：10年以内 設備資金・15年以内（据置期間2年以内を含む）									
融資利率	2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超15年以内：年1.6%以内									
信用保証料	神奈川県信用保証協会の保証が必要									
	区分	①～⑨								
	料率	0.6								

③売上・利益減少対策融資 **〔特に間接影響〕**

融資対象者	最近3か月間若しくは6か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等									
資金使途	設備資金・運転資金									
融資限度額	8,000万円									
融資期間	1年超10年以内（据置期間1年以内を含む）									
融資利率	1年超5年以内：年1.6%以内 5年超10年以内：年1.8%以内									
信用保証料	神奈川県信用保証協会の保証が必要									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

○ 各融資のお申込みは、取扱金融機関の県内各支店へご相談ください。

本融資の問合せ
 神奈川県 産業労働局 金融課 ☎ (045) 210-5695

※ 優遇された融資制度が市町村で創設されている場合がありますので、市町村ホームページでご確認ください。